

※対象は本県所管の学校法人及び準学校法人となります。

総 教 私 号 外
令和 4 年 5 月 9 日

各学校法人理事長 様

静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課長

学校法人運営に係る留意事項等について

令和 2 年 4 月 1 日に私立学校法（以下、「法」という。）が改正されたことを踏まえ、改めて留意いただきたい事項や、その他お問合せの多い事項について、下記のとおりまとめました。

ついては、今後の貴法人運営の参考としていただき、引き続き、適正な法人運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 令和 2 年 4 月 1 日付け私立学校法改正関連

(1) 財産目録等の備付け及び閲覧（法第 33 条の 2、第 47 条）

新たに「寄附行為」と「役員等名簿」が、事務所への備付けと閲覧に供する対象となりました。下記書類について作成し、事務所へ備え付けるようにしてください。

作成及び備え付けるべき書類	閲覧対象	閲覧対象期間
・ 寄附行為	何人に対しても	定めなし
・ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の 氏名及び住所） ※ <u>閲覧は氏名のみで可</u>		作成の日から 5 年間
・ 財産目録等（財産目録、貸借対照表、 収支計算書、 <u>事業報告書</u> 、監査報告書）	在学者その他の 利害関係人	
・ 役員等に対する報酬等の支給の基準		

（留意事項）

- ①閲覧請求があった場合は、「正当な理由がある場合を除いて」閲覧に供しなければなりません。
- ②閲覧対象には、従前どおり、収益事業に係る財務書類も対象となります。
- ③事務所への備え付けを怠ったり、正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合には、理事及び監事は、20 万以下の過料に処せられます。（法第 66 条）
- ④貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書は、文部科学省より様式参考例が示されています。【資料 1】

(2) 役員に対する報酬等の支給の基準について【資料 2】

学校法人は、役員に対する報酬等を支給する場合は、基準を定めることが明文化されました。（法第 48 条）

ア 基準を定める際は、以下の手続きが必要となります。

①法人寄附行為の変更（役員報酬を支給できる旨の文言に変更）（県寄附行為作成例参照）

②評議員会への意見聴取（※）及び理事会での議決（法第 42 条）

※貴法人寄附行為で同意事項としている場合には、評議員会の同意が必要となる。

イ 作成に当たっては、資料 2 を参考にしてください。

基準に定めるべき項目 （法施行規則第 4 条の 5）	役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の 算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項
-------------------------------	---

ウ 既に基準を定めている場合でも、資料 2 を御確認の上、法令等に則った内容や手続きを経ているか、改めて確認をお願いします。

(3) 監事の理事会への出席（法第 37 条）

監事の理事に対する牽制機能が強化され、また、法第 37 条では、監事の職務として、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定されています。

ついては、5 月の決算時理事会以外の理事会へも監事が出席できるよう御留意願います。

(4) 県寄附行為例の改正について【資料 3】

令和 3 年 6 月に学校法人寄附行為作成例（昭和 38 年 3 月 12 日私立大学審議会決定）が改正されたことに伴い、本県の寄附行為作成例も同様に見直しました。

現時点で、資料 3 に示される内容について、寄附行為を改正されていない法人におかれては、改正について検討をお願いします。

2 役員（理事及び監事）及び評議員に係る親族その他特殊の関係がある者の範囲について【資料 4】

県寄附行為作成例（収益事業を設置しない場合）第 8 条及び第 23 条で規定する「親族その他特殊の関係がある者」の範囲は、資料 4 のとおりです。

3 委任状の参考様式について【資料 5】

理事会又は評議員会における委任状の様式については各学校法人で作成いただくものですが、参考様式をお示しします。

4 理事会及び評議員会の開催方法について【資料 6】

原則として、理事会は、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められません。

したがって、一堂に会することが困難な場合は、テレビ会議等を活用するなど、相互に十分な議論ができる方法によって開催をしてください。

評議員会においても、上記と同様の扱いとなります。

5 役員改選における評議員会及び理事会の開催順について【資料 7】

理事会と評議員会での選任順が誤っている事例が見受けられます。資料 7 をお示ししますので、改選の際の参考にしてください。

担 当 指導班

電 話 054-221-2937

貸 借 対 照 表
年 月 日
別添 3

資産の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
固定資産				
有形固定資産				
土地				
建物				
構築物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
図書				
車両				
建設仮勘定				
(何)				
特定資産				
第2号基本金引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
(何)引当特定資産				
その他の固定資産				
借地権				
電話加入権				
施設利用権				
ソフトウェア				
有価証券				
収益事業元入金				
長期貸付金				
(何)				
流動資産				
現金預金				
未収入金				
貯蔵品				
短期貸付金				
有価証券				
(何)				
資産の部合計				

負債の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債				
長期借入金				
学校債				
長期未払金				
退職給与引当金				
(何)				
流動負債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手形債務				
未払金				
前受金				
預り金				
(何)				
負債の部合計				
純資産の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
基本金				
第1号基本金				
第2号基本金				
第3号基本金				
第4号基本金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

収入の部					(単位 円)	
科	目	予	算	決	算	差 異
学生生徒等納付金収入						
授業料収入						
入学金収入						
実験実習料収入						
施設設備資金収入						
(何)						
手数料収入						
入学検定料収入						
試験料収入						
証明手数料収入						
(何)						
寄付金収入						
特別寄付金収入						
一般寄付金収入						
補助金収入						
国庫補助金収入						
地方公共団体補助金収入						
(何)						
資産売却収入						
施設売却収入						
設備売却収入						
有価証券売却収入						
(何)						
付随事業・収益事業収入						
補助活動収入						
附属事業収入						
受託事業収入						
収益事業収入						

(何)					
受取利息・配当金収入					
第3号基本金引当特定資産運用収入					
その他の受取利息・配当金収入					
雑収入					
施設設備利用料収入					
廃品売却収入					
(何)					
借入金等収入					
長期借入金収入					
短期借入金収入					
学校債収入					
前受金収入					
授業料前受金収入					
入学金前受金収入					
実験実習料前受金収入					
施設設備資金前受金収入					
(何)					
その他の収入					
第2号基本金引当特定資産取崩収入					
第3号基本金引当特定資産取崩収入					
(何)引当特定資産取崩収入					
前期末未収入金収入					
貸付金回収収入					
預り金受入収入					
(何)					
資金収入調整勘定				△	△
期末未収入金				△	△
前期末前受金				△	△
(何)				△	△
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支出の部				
科	目	予	算	決 算 差 異
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				

図書支出				
車両支出				
ソフトウェア支出				
(何)				
資産運用支出				
有価証券購入支出				
第2号基本金引当特定資産繰入支出				
第3号基本金引当特定資産繰入支出				
(何)引当特定資産繰入支出				
収益事業元入金支出				
(何)				
その他の支出				
貸付金支払支出				
手形債権支払支出				
前期末未払金支払支出				
預り金支払支出				
前払金支払支出				
(何)				
[予備費]		()		
資金支出調整勘定		△	△	
期末未払金		△	△	
前期末前払金		△	△	
(何)		△	△	
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

科 目		金 額
(単位 円)		
教育活動による資金収支	収入	
	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	特別寄付金収入	
	一般寄付金収入	
	経常費等補助金収入	
	付随事業収入	
	雑収入	
	(何)	
	教育活動資金収入計	
	人件費支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
	教育活動資金支出計	
	差引	
施設整備等活動による資金収支	調整勘定等	
	教育活動資金収支差額	
	収入	
	施設設備着付金収入	
	施設設備補助金収入	
	施設設備売却収入	
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	施設整備等活動資金収入計	
	施設関係支出	
	設備関係支出	
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	(何)	
施設整備等活動資金支出計	施設整備等活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	施設整備等活動資金収支差額	
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		

科 目		金 額
その他の活動による資金収支	収入	
	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	収益事業収入	
	(何)	
	その他の活動資金収入計	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
支出	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額	
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	
	前年度繰越支払資金	
	翌年度繰越支払資金	

(注) 1 この表に掲げる科目以外の場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定(期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等)に調整勘定に関連する資金収入(前受金収入、前期末未収入金収入等)及び資金支出(前期末未払金支払支出、前払金支払支出等)を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

		(単位 円)			
科	目	予	算	決	算 差 異
事業活動収入の部	学生生徒等納付金				
	授業料				
	入学金				
	実験実習料				
	施設設備資金				
	(何)				
	手数料				
	入学検定料				
	試験料				
	証明手数料				
	(何)				
	寄付金				
	特別寄付金				
	一般寄付金				
	現物寄付				
	経常費等補助金				
	国庫補助金				
教育活動収支	地方公共団体補助金				
	(何)				
	付随事業収入				
	補助活動収入				
	附属事業収入				
	受託事業収入				
	(何)				
	雑収入				
	施設設備利用料				
	廃品売却収入				
	(何)				
	教育活動収入計				
	科	予	算	決	算 差 異
	人件費				
	教員人件費				
	職員人件費				

事業活動支出の部	役員報酬				
	退職給与引当金繰入額				
	退職金				
	(何)				
	教育研究経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	奨学費				
	減価償却額				
	(何)				
	管理経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	減価償却額				
	(何)				
教育活動外収支	徴収不能額等				
	徴収不能引当金繰入額				
	徴収不能額				
	教育活動支出計				
	教育活動収支差額				
	科	予	算	決	算 差 異
	受取利息・配当金				
	第3号基本金引当特定資産運用収入				
	その他の受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	収益事業収入				
	(何)				
	教育活動外収入計				
	科	予	算	決	算 差 異
	借入金等利息				
	借入金利息				
	学校債利息				
	その他の教育活動外支出				
	(何)				
	教育活動外支出計				
	教育活動外収支差額				
	経常収支差額				

科	目	予	算	決	算	差	異
事業活動収入の部	資産売却差額						
	(何)						
	その他の特別収入						
	施設設備寄付金						
	現物寄付						
	施設設備補助金						
事業活動支出の部	通年度修正額						
	(何)						
	特別収入計						
	資産処分差額						
	(何)						
	その他の特別支出						
特別支出計	災害損失						
	通年度修正額						
	(何)						
	特別支出計						
	特別収支差額						
	(予備費)						
事業活動収入計	基本金組入前当年度収支差額						
	基本金組入額合計						
	当年度収支差額						
	前年度繰越収支差額						
	基本金取崩額						
	翌年度繰越収支差額						
(参考)							
事業活動支出計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

参考例

別添 5

事業報告書

1. 法人の概要
 - (1) 基本情報
 - ①法人の名称
 - ②主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス等
 - (2) 建学の精神
 - (3) 学校法人の沿革
 - (4) 設置する学校・学部・学科等
 - (5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(〇〇年5月1日現在)

大学	学校名	入学定員	入学者数	収容定員	現員数
	〇〇学部 ××学部				
短期大学	△△学科				

(6) 収容定員充足率

学校名	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
大学					
短期大学					

(7) 役員の概要

- ・定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、主な現職等

(8) 評議員の概要

- ・定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

(9) 教職員の概要

- ・教職員の本務・兼務別の人数、平均年齢等

(10) その他

- ・系列校の状況

2. 事業の概要

- (1) 主な教育・研究の概要
- ・「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

- (2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況
- (3) その他

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

①貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

イ) 財務比率の経年比較

・ 運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

②資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					

借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

科 目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計					
施設整備等活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
施設整備等活動資金収支差額					

小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

- ウ) 財務比率の経年比較
- ・教育活動資金収支差額比率
- ③事業活動収支計算書関係
- ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

教育活動収支	科 目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	事業活動収入の部						
学生生徒等納付金							
手数料							
寄付金							
經常費等補助金							
付随事業収入							
雑収入							
教育活動収入計							
事業活動支出の部							
人件費							
教育研究経費							
管理経費							
徴収不能額等							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							

教育活動外収支	事業活動収入の部				
	受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部				
	借入金等利息				
	その他の教育活動外支出				
	教育活動外支出計				
	教育活動外収支差額				
	経常収支差額				
特別収支	事業活動収入の部				
	資産売却差額				
	その他の特別収入				
	特別収入計				
	事業活動支出の部				
	資産処分差額				
	その他の特別支出				
	特別支出計				
(参考)	特別収支差額				
	基本金組入前当年度収支差額				
	基本金組入額合計				
	当年度収支差額				
	前年度繰越収支差額				
	基本金取崩額				
	翌年度繰越収支差額				
	事業活動収入計				
	事業活動支出計				

- イ) 財務比率の経年比較
- ・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率等
 - ・生徒等納付金比率、経常収支差額比率等
- (2) その他
- ①有価証券の状況
- ・種類、貸借対照表計上額、時価、差額等
- ②借入金の状況
- ・借入先、期末残高、利率、返済期限等
- ③学校債の状況
- ・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

- ④寄付金の状況
- ⑤補助金の状況
- ⑥収益事業の状況
- ⑦関連当事者等との取引の状況
 - ア)関連当事者
 - ・役員・法人等の名称、資本金又は出資金、事業内容又は職業、関係内容（役員の兼任等・事業上の関係）、取引の内容等
 - イ)出資会社
 - ・会社の名称、事業内容、資本金等、出資割合、取引の内容、役員の兼任・報酬の有無等
- ⑧学校法人間財務取引
 - ・学校法人名、取引の内容、取引金額等
- (3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)
第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第47条、第66条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限り。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)
第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

三 役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- 一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- 一 この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和2年4月1日）までに、意見を聴くことが必要。

一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則9条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

- 一 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めるとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)
第38条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。（新）

四 情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする。（第63条の2）

第五 清算人の選任

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。（第50条の4）

第六 関係規定の整備

その他関係規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

新私立学校法は、令和2年4月1日から施行すること。

二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するととも

を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準(第47条、第48条、第66条)】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります(公表は文部科学大臣所轄法人のみ)。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。
「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいのか。
報酬額の決定経緯のみの公表でよいのか。金額の上限を定めるだけでよいのか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたかを説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

ため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

【情報の公表（第 63 条の 2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知していきます。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のＨＰにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならぬこととすべきではないか。

- 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知しています

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第 47 条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならぬこととすべきではないか。

- 私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法 63 条の 2 及び私立学校法施行規則第 7 条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知しています。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

- 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

- なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第 4 条<例 3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

- 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。

- 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

（参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

② 報酬等の金額の算定方法

(b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の員体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。)

(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

- 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合には、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できる

参考例

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

※無報酬とする場合は、その旨を定める必要がある。

(報酬等の額の算定方法)

<例1>

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）
 - (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例2>

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第2の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

- 〔2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例3>

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は〇〇円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 〔2 常勤の役員の退職慰労金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月〇日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- 〔(2) 賞与 毎年〇月及び〇月〕
- 〔(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内〕
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任, 退任, 又は解任の場合の報酬額については, その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により, 計算金額に1円未満の端数が生じたときは, その端数金額が50銭未満であるときは, これを切り捨て, その端数金額が50 銭以上であるときは, これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は, この規程をもって, 私立学校法第63 条の2 第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

※ 私立学校法第63条の2 第4号は文部科学大臣所轄法人のみの対象のため、県知事所轄法人の場合、第9条の規定は不要。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は, 理事長が理事会の議決を経て, 別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は, 評議員会の意見を聴いた上で, 理事会の議決により行う。

附則 この規程は, 令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第2 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
2	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
3	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
4	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
5	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
6	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

7	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
8	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
9	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
10	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

別表第3 (常勤の役員の賞与)

●月の賞与	報酬月額×〇か月分
■月の賞与	報酬月額×〇か月分

別表第4 (常勤の役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1 か年単位とし, 端数は月割りとする。ただし, 1 か月未満は1 か月に切り上げる。

別表第5 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	〇〇円
上記の他, 法人業務のための勤務	〇〇円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	〇〇円
上記の他, 法人業務のための勤務	〇〇円

「規制改革実施計画」における押印・書面・対面を求める行政手続の見直しの趣旨を踏まえ、学校法人の理事会等の運営及び議事録の取扱いを明確化するとともに、「学校法人寄附行為作成例」を改正したので、お知らせします。

3 高 私 行 第 3 号
令和 3 年 6 月 2 5 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
各都道府県私立学校主管課長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の明文規定が必ずしもない学校法人の理事会及び評議員会の運営や議事録に関する事項については、同法の解釈の範囲内において、各学校法人における寄附行為の定め（同法第 30 条第 1 項第 6 号及び第 7 号）や慣行に委ねられてきました。

このたび、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において押印・書面・対面を求める行政手続の見直しが要請された趣旨を踏まえ、理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて、下記 1 から 3 までのとおり、私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図ることとしたので、お知らせします。また、それを踏まえ、別添 1 及び 2 のとおり、令和 3 年 4 月 13 日付け大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定により「学校法人寄附行為作成例（昭和 38 年 3 月 12 日私立大学審議会決定）」が改正され、その留意事項は下記 4 のとおりであるので、併せてお知らせします。

各文部科学大臣所轄学校法人においては、これらの趣旨を十分に御了知くださるようお願いいたします。各都道府県私立学校主管部課においては、これらの趣旨を十分に御了知の上、所轄の学校法人に対する助言その他必要な対応をお願いいたします。

記

1. 理事会の運営について

- （1）理事会の議事を開くに当たっては、理事が出席して意見交換し、監事が出席して意見を述べるのが求められ（私立学校法第 36 条第 5 項及び第 37 条第 3 項第 7 号）、理事会の目的事項たる議題につき提出された各議案について、単に議決を行うのではなく、監事の意見も踏まえつつ、理事が相互に意見交換を行うことを通じて法人の業務執行に関する意思決定が適切になされることが期待される

こと。このため、書面又は電磁的方法による理事の意思表示のみをもって、理事会の決議を行ったり省略したりすることは、想定されないこと。

- (2) その際、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議等の方法により、各出席者の音声
が即時に他の役員に伝わり、適時的確な意見表明が可能であるなど、出席者が開
催場所に一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境が
確保されていると認められる場合には、理事会の開催場所以外の場所にいる役員
についても、理事会に出席しているものと取り扱って差し支えないこと。また、
開催場所以外の場所からの出席者については、その出席方法を当該理事会の議事
録に明記すること。
- (3) 上記(2)の方法によっても理事会に出席できない理事については、当該理事
会に提出される各議案（各理事が特別の利害関係を有するものを除く。）につい
て、寄附行為の定めるところにより、いわゆる白紙委任ではない形でできる限り
意思表示を事前に行うことが望ましく（平成16年7月23日付け16文科高第305
号文部科学事務次官通知）、特に利益相反取引に関する承認の決議については、
出席できない理事それぞれの意思表示の確認と議事録への記載を行うこと（私立
学校法第44条の2第3項第3号、寄附行為作成例第19条第3項）。これらの意
思表示は、書面によるほか、電磁的方法をもって行っても差し支えないこと。な
お、当該意思表示については、口頭での伝達をもって代えることのないようにす
ること。
- (4) 理事長又は監事が理事会を招集するため各役員に対して発出する、開催の場所
及び日時（上記(2)の出席方法を含む。）、目的事項たる議題、寄附行為で定め
る出席できない場合の上記(3)の意思表示の方法等に関する通知は、監事の職
務に照らし、その宛先に監事を含めること。当該通知は、書面によるほか、電磁
的方法をもって行っても差し支えないこと。なお、当該通知については、口頭で
の伝達をもって代えることのないようにすること。

2. 理事会の議事録について

- (1) 理事会の議事録は、書面によるほか、電磁的記録をもって作成しても差し支え
ないこと。
- (2) 書面をもって作成される理事会の議事録は、その真正性及び非改変性を担保す
る観点から、出席者全員による署名又は記名押印を行うこと。出席者のうちから
一定数の署名人を選出する取扱いとする場合には、特にその真正性及び非改変性
に疑義を生じさせることのないよう、署名人に監事を含めるとともに、署名人に
よる署名を行うこととし、記名押印とすることは想定されないこと。

このことは、各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条で準用

する商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号。以下「準用商業登記規則」という。）の関係規定により定められた登記の申請方法を変更するものではないこと。例えば、準用商業登記規則第 61 条第 6 項第 3 号の規定により、理事会の決議によって理事長を選定したことについて変更の登記を申請する場合には、本通知及び各学校法人が定める寄附行為の規定にかかわらず、原則として出席した理事及び監事が理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する必要があること。

また、電磁的記録をもって作成される議事録の場合には、署名又は記名押印（署名人を選出する場合は、署名）に代えて、電子署名の措置を講ずること。

- （3）上記（2）の電子署名とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいうこと（参考 1）。

実際に電子契約サービスを活用するに当たっては、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A」（令和 2 年 7 月 17 日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書（参考 2））及び「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A（電子署名法第 3 条関係）」（令和 2 年 9 月 4 日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書（参考 3））を参照すること。

- （4）上記（1）から（3）までのほか、登記の申請を行うために必要となる理事会の議事録への押印又は当該議事録に代わるべき情報に電子署名の措置を講じたものについては、必要に応じて、準用商業登記規則の関係規定に従って、①書面申請の場合で当該議事録を書面で提出するときは、所定の印鑑証明書を添付し（同規則第 61 条第 6 項）、②書面申請の場合で当該議事録を電磁的記録で提出するとき、又は③オンライン申請の場合は、所定の電子証明書を記録する（②については同規則第 36 条第 4 項第 2 号、③については同規則第 102 条第 4 項又は第 5 項） こと。

上記②及び③の場合に用いることができる電子証明書の詳細については、以下の法務省ホームページを参照すること。

「商業・法人登記のオンライン申請について」のうち「第 3 電子証明書の取得」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#05>

3. 評議員会の取扱いについて

評議員会の運営及び議事録についても、1 及び 2 と同様に取り扱うこと。

4. 寄附行為作成例について

今般の寄附行為作成例の見直しの趣旨は、上記 1 から 3 までの私立学校法の趣旨を踏まえた理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いに関する適切な運用を寄附行為上も明確化するものであること。

これらの取扱いは、寄附行為に定めなければ行うことができないという性質ではないところ、各学校法人においては、私立学校法の趣旨に沿った適切な取扱いを行うとともに、その具体的な取扱いに応じ、機会を捉えて、寄附行為作成例も参考に寄附行為の定めを明確化を図っていくことが望まれること。

添付資料

【別添 1】 学校法人寄附行為作成例

【別添 2】 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

【参考 1】 電子署名及び認証業務に関する法律（抄）

【参考 2】 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A」（令和 2 年 7 月 17 日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書）

【参考 3】 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A（電子署名法第 3 条関係）」（令和 2 年 9 月 4 日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書）

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

◎ 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		現行	
第十七条（略） 2～4（略）	（理事会） 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。	第十七条（略） 2～4（略）	（理事会） 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6～10（略）	11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。	6～10（略）	11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12・13（略）	第十九条（議事録） 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。	第十九条（議事録） 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。	第十九条（議事録） 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2	議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。	2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。	2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3（略）		3（略）	

(評議員会) 第二十条 (略) 2 4 (略) 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 6 8 (略) 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 10 12 (略)	(評議員会) 第二十条 (略) 2 4 (略) 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。 6 8 (略) 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 10 12 (略)
(議事録) 第二十一条 第十九条第一項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。 1 2 (略) 附 則 3 ○年○月○日までの間は、第二十四条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。	(議事録) 第二十一条 第十九条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。 (新設) 1 2 (略) 附 則 3 平成○年○月○日までの間は、第二十四条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2・3 （略）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により 暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A

令和 2 年 7 月 17 日

総 務 省
法 務 省
経 済 産 業 省

問 1 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号、以下「電子署名法」という。）における「電子署名」とはどのようなものか。

- ・ 電子署名法における「電子署名」は、その第 2 条第 1 項において、デジタル情報（電磁的記録に記録することができる情報）について行われる措置であって、(1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同項第 1 号）及び(2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項第 2 号）のいずれにも該当するものとされている。

問 2 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービスは、電子署名法上、どのように位置付けられるのか。

- ・ 近時、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書（デジタル情報）について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスが登場している。このようなサービスについては、サービス提供事業者が「当該措置を行った者」

（電子署名法第2条第1項第1号）と評価されるのか、あるいは、サービスの内容次第では利用者が当該措置を行ったと評価することができるのか、電子署名法上の位置付けが問題となる。

- ・ 電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・ このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・ そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当

該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

問3 どのような電子契約サービスを選択することが適当か。

- ・ 電子契約サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該サービスを利用して締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベルに応じて、適切なサービスを選択することが適当と考えられる。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により
暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A
(電子署名法第 3 条関係)

令和 2 年 9 月 4 日
総 務 省
法 務 省
経済産業省

【作成の経緯】

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス¹については、本年 7 月 17 日、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号、以下「電子署名法」という。）第 2 条に関する「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q & A」（以下「第 2 条関係 Q & A」という。）を公表したものであるところ、今般、電子署名法第 3 条に関しても、本 Q & A を作成し公表することとした。

電子契約サービスにおいて利用者とサービス提供事業者の間で行われる本人確認（身元確認、本人認証）等のレベルやサービス提供事業者内部で行われるプロセスのセキュリティレベルは様々であり、利用者はそれらの差異を理解した上で利用することが重要であるところ、本 Q & A には当該観点からの Q & A も含めている。

¹ 本 Q&A における「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」には、例えば、電子契約において電子署名を行う際にサービス提供事業者が自動的・機械的に利用者名義の一時的な電子証明書を発行し、それに紐付く署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスを含むものとする。

さらに、電子認証に関しては、近年、技術的な標準の検討が進んでおり、また、それぞれの国で制度化された電子認証の相互承認なども検討の視野に入るようになってきていることなどを踏まえ、商取引の安定性や制度における要求事項に係る国際的整合性等を確保するために、国際標準との整合性や他の国の制度との調和なども踏まえた検討を行う必要がある。本Q & Aの作成に当たっても、国際標準との整合性等の観点も踏まえ、検討を行った。

問1 電子署名法第3条における「本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」とは、どのようなものか。

- ・ 電子署名法第3条の規定は、電子文書（デジタル情報）について、本人すなわち当該電子文書の作成名義人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われていると認められる場合に、当該作成名義人が当該電子文書を作成したことが推定されることを定めるものである。
- ・ この電子署名法第3条の規定が適用されるためには、次の要件が満たされる必要がある。
 - ① 電子文書に電子署名法第3条に規定する電子署名が付されていること。
 - ② 上記電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであること。

- ・ まず、電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するためには、同法第2条に規定する電子署名に該当するものであることに加え、「これ（その電子署名）を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」に該当するものでなければならない（上記①）。
- ・ このように電子署名法第3条に規定する電子署名について同法第2条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第3条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）、そのためには、当該電子署名について相応の技術的水準が要求されることになるものと考えられる。したがって、電子署名のうち、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用されることとなる。
- ・ また、電子署名法第3条において、電子署名が「本人による」ものであることを要件としているのは、電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたものであることを要求する趣旨である（上記②）。

問2 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスは、電子署名法第3条との関係では、どのように位置付けられるのか。

- ・ 利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスについては、第2条関係Q & Aにより電子署名法第2条に関する電子署名法上の位置付けを示したところであるが、更に同法第3条に関する位置付けが問題となる。
- ・ 上記サービスについて、電子署名法第3条が適用されるためには、問1に記載したとおり、同サービスが同条に規定する電子署名に該当すること及び当該電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたことが必要となる。
- ・ このうち、上記サービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するためには、その前提として、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当する必要がある。この点については、第2条関係Q & Aにおいて、既に一定の考え方を示したとおり、同サービスの提供について、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているものであり、かつサービス提供事業者が電子文書に行った措置について付随情報を含めて全体を1つの措置と捉え直すことによって、当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当すると考えられる。

- ・ その上で、上記サービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するには、更に、当該サービスが本人でなければ行うことができないものでなければならないこととされている。そして、この要件を満たすためには、問1のとおり、同条に規定する電子署名の要件が加重されている趣旨に照らし、当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件）が必要であると考えられる。
- ・ より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。
- ・ ①及び②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たしているかについては、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられるが、例えば、①のプロセスについては、利用者が2要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。2要素による認証の例としては、利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへのSMS送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するものなどが挙げられる。

- ・ ②のプロセスについては、サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合には、固有性の要件を満たすものと考えられる。
- ・ 以上の次第で、あるサービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論として、上記サービスは、①及び②のプロセスのいずれについても十分な水準の固有性が満たされていると認められる場合には、電子署名法第3条の電子署名に該当するものと認められることとなるものと考えられる。したがって、同条に規定する電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたと認められる場合には、電子署名法第3条の規定により、当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなるものと考えられる。

(参考)

- ・ あるサービスが、①及び②のプロセスのいずれについても十分な水準の固有性を満たしているかは、サービス毎に評価が必要となるが、評価するための参考となる文書について以下に例示する。
- ・ ①のプロセスにおいて、固有性の水準の参考となる文書の例。
 - ・ NIST、「NIST Special Publication 800-63-3 Digital Identity Guidelines」、2017年6月

- ・ 経済産業省、「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」、2020年4月
- ・ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」、2019年2月
- ・ ②のプロセスにおいて、固有性の水準の参考となる文書の例。
 - ・ NIST、「NIST Special Publication 800-130A Framework for Designing Cryptographic Key Management Systems」、2013年8月
 - ・ CRYPTREC、「暗号鍵管理システム設計指針（基本編）」、2020年7月
 - ・ 日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）リモート署名タスクフォース、「リモート署名ガイドライン」、2020年4月
 - ・ 総務省・法務省・経済産業省告示、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針」

問3 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスが電子署名法第3条の電子署名に該当する場合に、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」とは、具体的に何を指すことになるのか。

- ・ 「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」の具体的内容については、個別のサービス内容により異なり得るが、例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード（符号）並びにサーバー及び利用者の手元にある2要素認証用のスマートフォン又はトークン（物件）等を適正に管理することが該当し得ると考えられる。

問 4 電子契約サービスを選択する際の留意点は何か。

- ・ 実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていることが必要であるため、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことが重要な要素になると考えられる。
- ・ この点に関し、電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質や、利用者間で必要とする身元確認レベルに応じて、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる。

学校法人〇〇学園寄附行為

赤字＝二重下線箇所は、租税特別措置法等で定める要件となっているため、削除や要件緩和をすると税控除されない可能性があります。

第 1 章 総 則	
(名称)	
第 1 条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。	
(事務所)	
第 2 条 この法人は、事務所を静岡県〇〇市（〇〇区）〇〇町〇〇番地に置く。	
第 2 章 目的及び事業	
(目的)	
第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。	
(設置する学校)	
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。	
(1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科	
(2) 〇〇高等学校 定時制課程 〇〇科	
(3) 〇〇高等学校 通信制課程 〇〇科	
(4) 〇〇中学校	
(5) 〇〇小学校	
(6) 〇〇幼稚園	
(7) 〇〇専修学校 〇〇課程	
(8) 〇〇各種学校	
(9) 幼保連携型認定こども園 〇〇園	
(付随事業)	
第 4 条の 2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。	
(1) 認可外保育施設〇〇の設置運営	
(2) 〇〇〇〇	
第 3 章 役員及び理事会	
(役員)	
第 5 条 この法人に、次の役員を置く。	
(1) 理事 〇人	
(2) 監事 〇人	
2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。	
3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。	
(理事の選任)	
第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。	
(1) 〇〇高等学校の校長（〇〇幼稚園の園長、〇〇専修学校の校長など）	
(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人	
(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人	
2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、校長（園長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	
(監事の選任)	
第 7 条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	
2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。	
(親族関係者の制限)	
第 8 条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 人を超えて含まれることにはならない。	
2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（校（園）長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることにはならない。	
3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。	
(役員の任期)	
第 9 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。	
2 役員は、再任されることができる。	
3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長【又は常務理事】にあっては、その職務を含む。）を行う。	
(役員の補充)	
第 10 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。	
(役員の解任及び退任)	

【注意事項】
【第 2 条】
● 法人の登記簿謄本と同じにする。
【第 3 条】
● 幼保連携型認定こども園のみを設置する場合 「この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」 ● 他の学校と併せて幼保連携型認定こども園を設置する場合 「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」
【第 4 条の 2】
● 付随事業を行わない場合、（ ）内は不要 ● 幼稚園設置法人の場合、認可外保育施設の設置運営は付随事業とする。 ※ 平成 21 年 2 月 26 日付け 20 文科高第 855 号通知参照 * 付随事業の追加・修正がある場合、別途御相談ください。
【第 5 条】
● (1) 理事の定数は 6 人以上とすること。 ● 常務理事を置かない場合、（ ）内は不要
【第 6 条 (1)、第 8 条第 2 項】
● 校長（園長）については、不要なものを削除 参考 「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」 第 6 条 「役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。」 3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼ねていない者とする。 4 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼ねていない者とする。
【第 9 条第 3 項】
● 常務理事を置いていない場合、【 】内は不要

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員の報酬)

第12条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務) …理事長以外に代表権を付与する場合

第13条の2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表する。

従たる事務所の業務についてのみ代表する。 など

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長【及び常務理事】以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを静岡県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各**理事及び監事**に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を**書面又は電磁的方法**により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

【第12条第1項】

※ 幼稚園のみを設置する法人は、原則、下記の理由により寄附行為例の条文とする。

● 「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」第7条第1項において、「役員及び評議員は、常勤の理事、園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬をうけてはならない」と規定されている。

※幼稚園以外の学校を設置している法人で、役員報酬規程を評議員会、理事会において承認されている場合は、次のとおりとする。

「役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。」

【第13条の2】

● 常務理事を置かない場合、() 内は不要

【第14条】

● 常務理事を置かない場合、【 】内は不要

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第20条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

（諮問事項）

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 寄附行為の変更

(6) 合併

(7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 〇〇人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 〇〇人

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 〇〇人

2 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第24条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

【第20条】

● 議長及び議長以外で互選された2人及び出席した監事とする。

【第21条】

● 同意事項とすることも可

【第23条】

● 在任する評議員の人数は、理事の定数の2倍を超える数（理事6人の場合は13人以上、理事7人の場合は15人以上）とする。

参考

「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」

第6条 「役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(準用規定)

第26条 第12条の規定は、評議員について準用する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 静岡県知事の解散命令

【第31条】

● 施設型給付幼稚園、認定こども園のみ設置の場合

「授業料収入、入学金収入、検定料収入」を「保育料収入等」とする。

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては静岡県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては静岡県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人【又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人】に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て静岡県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

- 理事（理事長） ○○○○
- 理事 ○○○○
- 理事 ○○○○
- 理事 ○○○○
- 理事 ○○○○
- 理事 ○○○○
- 理事 ○○○○
- 監事 ○○○○
- 監事 ○○○○

2 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母若しくは保護者」と読み替える。

3 この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（令和●年●月●日）から施行する。

※ この他、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

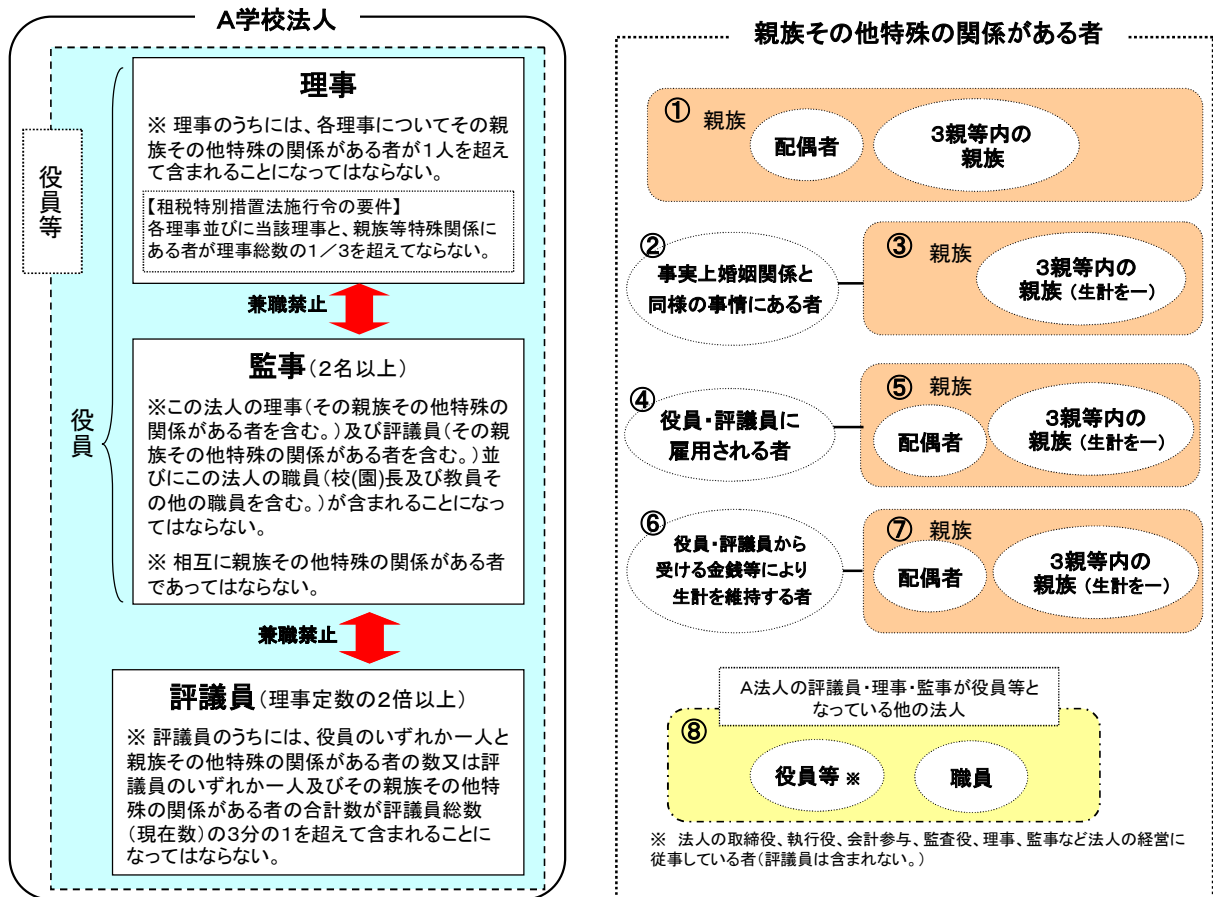
※【 】は、今後、社会福祉法人と合併する可能性がある場合は、加えること。

参考（国QA Q10-11）

○ 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。

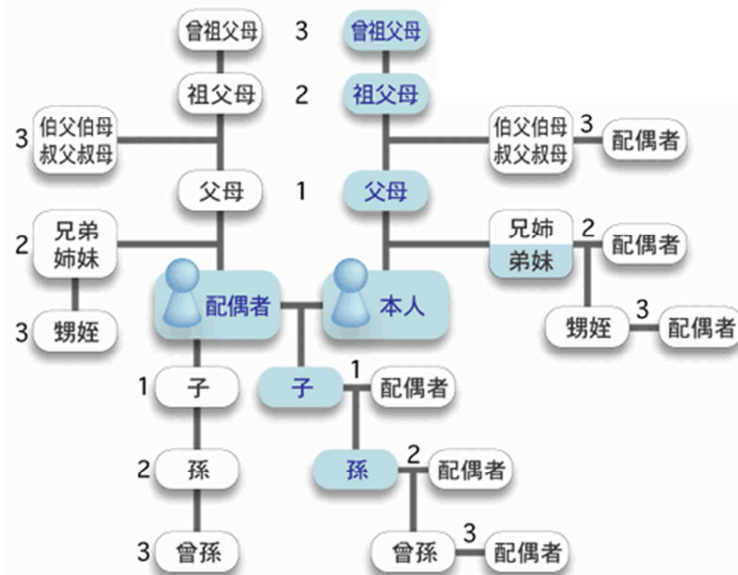
（国QA Q10-16）

○ 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。



- ① 配偶者・3親等内の親族(下記「親族関係図」参照)
- ② 事実上婚姻関係と同様の者
- ③ ②の3親等内の親族で②と生計を一にしている者
- ④ 役員・評議員に雇用される者
- ⑤ ④の配偶者、3親等内の親族で④と生計を一にしている者
- ⑥ 役員・評議員から受ける金銭等により生計を維持する者
- ⑦ ⑥の配偶者、3親等内の親族で⑥と生計を一にしている者
- ⑧ 役員・評議員が役員等になっている他の法人の役員等・評議員

親族関係図



(参考様式)

委任状

私は、理事 様を代理人として、下記事項を委任します。

令和○年○月○日開催の学校法人○○令和○年度第○回理事会に出席し、
下記議案につき議決権を行使すること。

第1号議案 令和○年度補正予算案について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

第2号議案 令和○年度予算案及び事業計画案について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

第3号議案 理事(学識経験者区分)の選任について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

委任状

私は、評議員 様を代理人として、下記事項を委任します。

令和○年○月○日開催の学校法人○○令和○年度第○回評議員会に出席し、
下記議案につき議決権を行使すること。

第1号議案 令和○年度補正予算案について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

第2号議案 令和○年度予算案及び事業計画案について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

第3号議案 評議員(法人職員区分)の選任について

(賛否を○印で表示してください。)

賛成	否認
----	----

(意見があれば、記載してください。)

--

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

委任状

私は（ 理事会 ・ 評議員会 ）議長を代理人として、下記事項を委任します。

令和○年○月○日開催の学校法人○○令和○年度第○回（ 理事会 ・ 評議員会 ）に出席し、
下記議案につき私の意思（○印で表示）に従って議決権を行使すること。

第1号議案 令和○年度補正予算案について

第2号議案 令和○年度予算案及び事業計画案について

第3号議案 評議員（法人職員区分）の選任について

（下表に原案に対する賛否を○で表示してください。）

第1号議案	原 案 に 対 し	賛	否
第2号議案	原 案 に 対 し	賛	否
第3号議案	原 案 に 対 し	賛	否

令和 年 月 日

（住 所）

（氏 名）

印

総 教 私 号 外
令和 2 年 3 月 12 日

各学校法人理事長 様

静岡県文化・観光部私学振興課長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に
関する取扱いについて（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省高等教育局私学部私学行政課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

別添の事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、イベント等の開催の必要性を改めて検討するよう要請を受けている状況を踏まえ、学校法人の理事会等の運営に関する取扱いについて示されております。

つきましては、各学校法人におかれては、当該取扱いを踏まえ、適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 指導班

電話番号 054-221-2937

FAX 番号 054-221-2943

e-mail shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

事 務 連 絡
令和2年3月11日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄法人担当課
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱い
について（事務連絡）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大を防止する観点から、イベント等の開催の必要性を改めて検討すること等を要請している状況等も踏まえ、学校法人の理事会や評議員会の運営に関する取扱いについて、下記のとおり整理致しました。

各学校法人におかれましては、当該取扱いを踏まえ、学校法人の適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 理事会の開催について

- (1) 原則として、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められないこと。
- (2) 他方で、理事会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能であると解されること。なお、単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。また、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容されると解されること。
- (3) 理事会の開催にあたっては、これまで別添「厚生労働省『イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ』の周知について」（令和2年2月21日付事務連絡）等で周知をしているとおり、感染拡大防止の措置等を講じる必要があること。

(4) 都道府県私立学校主管部課におかれては、以上の記載を踏まえ、所轄の学校法人の指導にあたっていただきたいこと。

2 評議員会の開催について

評議員会の開催についても、1と同様に扱われたいこと。

3 理事会及び評議員会に諮ることが必要な書類について

事業計画や収支予算書等，次会計年度開始前に理事会及び評議員会に諮ることが必要と考えられる書類及び役員に対する報酬等の支給の基準や事業に関する中期的な計画等，改正私立学校法の施行日（令和2年4月1日）までに整備することが必要な書類についても，その決議に係る理事会又は評議員会の開催については，1又は2によることで差し支えないこと。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線2532）

■ 寄附行為例に則った役員及び評議員の選任方法 ■

区分		第 1 回理事会	評議員会	第 2 回理事会
評議員	法人職員	推薦	選任	
	卒業生（卒園生）	選任		
	学識経験者	選任		
理事	評議員	×	選任	報告
	学識経験者	選任		
監事		候補者の選出	同意	※理事長が選任したことを当該理事会で報告することが望ましい
※事業計画と予算(3 月の場合)		×	諮問	承認

※特に、指摘が多かった【〇〇について、寄附行為の規定どおり選任されていない。】や【(役員等の選任について)議事録の記載が不明瞭】は次の記載例を参考に改善願います。

《 議事録 記載例 》

【第 1 回 理事会】

第〇号議案 任期満了に伴う役員等の改選について

(1) 評議員の推薦及び選任について

事務局から評議員候補者について、経歴等の説明があった。

法人職員(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の評議員候補 △△△、×××

学校卒業生(幼稚園卒園者)(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の評議員候補 △△△、×××

学識経験者(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の評議員候補 △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、法人職員の評議員候補を評議員会に推薦することを承認し、卒業生(卒園者)及び学識経験者評議員について満場一致で選任した。

(2) 監事候補者の選出について

事務局から次の監事候補者について、経歴等の説明があった。

監事(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)候補 △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、満場一致で評議員会に選出することを承認した。

(3) 理事の選任について

事務局から次の学識経験者の理事候補について、経歴等の説明があった。

学識経験者(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の理事候補 △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、満場一致で選任した。

【評議員会】

(1) 理事会推薦の評議員(法人職員)の選任について

事務局から次の理事会推薦の法人職員の評議員候補者について、経歴等の説明があった。

法人職員(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の評議員候補 △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、満場一致で選任した。

(2) 評議員のうちからの理事選任について

事務局から次の評議員の理事候補者について、経歴等の説明があった。

評議員(寄附行為第〇条第 1 項第〇号)の理事候補 △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、満場一致で選任した。

(3) 監事の同意について

事務局から理事会で選出された監事候補について、経歴等の説明があった。

監事候補(寄附行為第〇条第 1 項第〇号) △△△、×××

質疑・意見等を求めたが、特に意見等もなく、満場一致で監事就任を同意した。

【任期開始日の理事会で理事長を互選】

以上